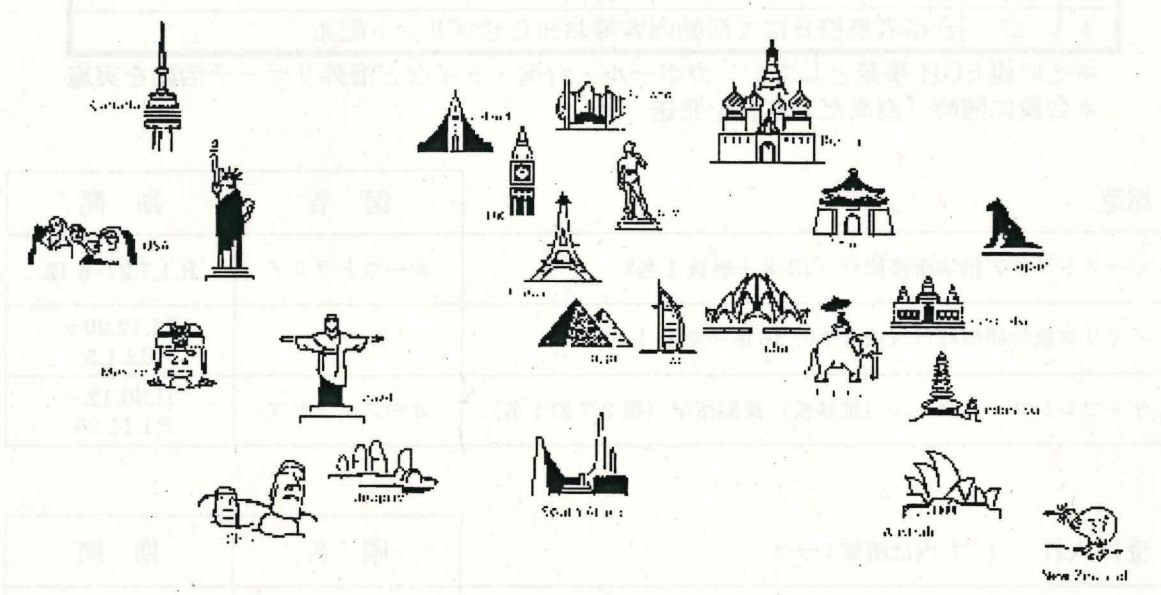


高知西高等学校 国際交流推進会

令和2年度 総会 資料



(書面にて開催)

令和2年9月

国際交流推進会会員様

国際交流推進会会長	壬生 清子
高知西高等学校校長	竹村 謙
高知国際中学校校長	森本民之助

令和2年度総会開催について

初秋の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の国際交流推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは4月に政府から緊急事態宣言を受け、本校も1か月近く休校となり、学校再開後も不安な状況を過ごしております。本来なら6月に研修会並びに総会を開催する予定でしたが、留学生も急遽帰国となり開催を見合わせておりました。しかし、まだまだ現在も会員の皆様にお集まりいただく状況には、改善されておられません。よって関係者と協議の結果、令和2年度国際交流推進会総会は、役員による書面表決を経て、会員の皆様にはご報告をさせていただき、ご了承をいただくこととなりました。総会資料を掲載させていただきましたので、ご覧ください。

このような状況のもと、なにとぞご理解のほど、よろしく申し上げます。

〈総会〉

協議事項

- ① 令和元年度事業報告
- ② 令和元年度決算報告並びに監査報告
- ③ 令和2年度役員選出・新旧役員挨拶
- ④ 令和2年度事業計画案
- ⑤ 令和2年度予算案
- ⑥ その他

① 令和元年度事業報告

月	日	事業内容
4		ホストファミリー募集（合格者登校日～入学、2年生にも）
5	30	国際交流推進会第1回役員会
6	13	国際交流推進会研修会・総会
6		ホストファミリー向け説明会
6	21	WYS 留学生2名（マイウエン、デーナ）最終登校日、23日離高
7	1	タレマーシュタイナーズスクール来校（～13日）
7	27	オーストラリア語学研修旅行（～8月12日）
8	28	WYS 留学生2名（ミカ、ジタパー） AFS 留学生1名（リン）来高、29日登校開始
9	23	ザ・フレンズ・スクール来校（～30日）
3	27	合格者登校日にて活動内容等お知らせプリント配布

*その他 SGH 事業としてシンガポール・台湾・タイなど海外リサーチ活動を実施

*会員に随時「西高だより」を発送

派遣

	国名	期間
オーストラリア語学研修旅行（13名+教員1名）	オーストラリア	R.1.7.27~8.12
イギリス語学研修旅行（現3-7の16名+教員1名）	イギリス	R1.12.20~ R2.1.5
ザ・フレンズ・スクール（姉妹校）長期留学（現3-7の1名）	オーストラリア	H.30.12.~ R1.11.26.

受け入れ（ ）内は所属クラス

	国名	期間
WYS 教育交流日本協会デーナ(2-7,3-7)	フランス	H30.8.27~ R1.6.22
WYS 教育交流日本協会マイウエン(1-7,2-7)	アメリカ	H30.8.27~ R1.6.22
ザ・フレンズスクール [14名+教員2名]	オーストラリア	R1.9.23~ R1.9.30
WYS 教育交流日本協会 ミカ・マイヤー (2-7,3-7)	ドイツ	R1.8.28~ R2.4.19
WYS 教育交流日本協会 ジタパー・マワリ (1-7,2-7)	タイ	R1.8.28~ R2.7.3.
公益財団法人 AFS 日本協会 リン・グエン・フォンリン (2-7,3-7)	ベトナム	R1.8.28~ R2.3.8

昨年度お世話になったホストファミリー

マイウエン (H30.8.28~R1.6. の10か月) 1家庭 (高知市)

ニーナ (H30.8.28~R1.6. の10か月) 1家庭 (香美市)

ミカ (R1.8.28~R2.4.19 の8か月) 1家庭 (香美市)

ジタパー (R1.8.28~R2.6.30 の10か月) 1家庭 (香美市)

ザ・フレンズスクール (R1.9.23~9.30の8日間) 生徒14名14家庭、教員2名1家庭

以上 のべ 19 のご家庭にお世話になりました。

現在受け入れ中の留学生のホストファミリーの期間と住所 (市町村名)

氏名 (登校期間)	期間
	住所
ミカ (R1.8.28~ R2.4.19)	R1.8.28~ R2.4.19
	香美市
ジタパー (R1.8.28~ R2.7.3)	R1.8.28~ R2.7.3
	香美市

②令和元年度決算報告並びに監査報告

(1)収入の部

科目	予算額	収入済額	増減	備考
会費	523,500	526,000	2,500	5年会員 3000円 × 1名 = 3,000 PTA一般会計より1年会員 500円 × 1046名 = 523,000
雑収入	657	3	△ 654	利息等
前年度繰越金	631,843	631,843	0	平成30年度からの繰越金
合計	1,156,000	1,157,846	1,846	

(2)支出の部

科目	予算額	支出済額	差引額	備考
事務局費	30,000	14,692	15,308	総会、役員会等案内郵送料、奨学基金振込料等
受入留学生援助費	200,000	52,475	147,525	フレンズ校訪問団生徒通学費補助、留学生用自転車修理代等
生徒引率補助費	100,000	0	100,000	
派遣留学生補助費	100,000	0	100,000	
奨学基金	500,000	346,666	153,334	留学生ファミリー(デーナ、マイウエン、マーワリ、マイヤー)
事業費	150,000	30,844	119,156	フレンズ校訪問団との交流経費、ホト交流会等
予備費	76,000	0	76,000	
合計	1,156,000	444,677	711,323	


収入 1,157,846 円 - 支出 444,677 円 = 残額 713,169 円
 (令和2年度へ繰越額)

監査報告書

決算書の数値は、通帳・証拠書類等として突合した結果、国際交流推進会の決算状況を正確かつ適正に示していると認めます。

令和2年 6月 2日

監査員 戸根早苗 

監査員 松岡陽子 

③令和元年度役員・令和2年度役員(案)について

令和元年度役員

	平成元年度		
	役職	氏名	
1	会長	壬生 清子	元 PTA 会長
2	副会長	濱田 幾久子	PTA 会長
3	副会長	山田 卓彦	元 PTA 国際部長
4	副会長	森 隆彦	副校長
5	副会長	中山 直之	教頭
6	副会長	片岡 真希	教頭
7	事務局長	高橋 万有美	PTA 国際部長 2-6 樹生
8	事務局次長	川北 ルナ	総務部推進会担当
9	会計	安田 健太	事務長
10	監査	戸梶 早苗	元 PTA 国際部長
11	監査	松岡 陽子	元 PTA
12	幹事	北川 幸子	元 PTA 国際部長
13	幹事	近藤 仁司	元 PTA ホーム役員
14	幹事	近藤 和佳	元 PTA ホーム役員
15	幹事	杉本 勝恵	元 PTA 国際部長
16	幹事	筒井 春恵	元 PTA 理事
17	幹事	二宮 久美	校友会理事
18	幹事	堀見 文敏	校友会
19	幹事	朴 昇奎	元 PTA 国際部長
20	幹事	松岡 隆	元 PTA 理事
21	幹事	谷内 俊二	主幹教諭
22	幹事	堀地 和加	総務部長

顧問(歴代会長)

1	初代	川淵 勇	平成 6~8 年度
2	第2代	清水 源太郎	平成 9~14 年度
3	第3代	坂本 守正	平成 15~22 年度
4	第4代	生永 慎一	平成 23~25 年度
5	第5代	掛水 千春	平成 26~28 年度

令和2年度役員(案)

	平成2年度		
	役職	氏名	
1	会長	壬生 清子	元 PTA 会長
2	副会長	岡田 和美	PTA 会長 3-5 承起
3	副会長	山田 卓彦	元 PTA 国際部長
4	副会長	森 隆彦	副校長
5	副会長	中山 直之	教頭
6	副会長	片岡 真希	高知国際中教頭
7	副会長	伊芸 美紀	高知国際中教頭
8	事務局長	高橋 万有美	PTA 国際部長 3-6 樹生
9	事務局次長	川北 ルナ	総務部推進会担当
10	会計	安田 健太	事務長
11	監査	戸梶 早苗	元 PTA 国際部長
12	監査	松岡 陽子	元 PTA
13	幹事	北川 幸子	元 PTA 国際部長
14	幹事	近藤 仁司	元 PTA ホム役員
15	幹事	近藤 和佳	元 PTA ホム役員
16	幹事	杉本 勝恵	元 PTA 国際部長
17	幹事	筒井 春恵	元 PTA 理事
18	幹事	二宮 久美	校友会理事
19	幹事	堀見 文敏	校友会
20	幹事	朴 昇奎	元 PTA 国際部長
21	幹事	松岡 隆	元 PTA 理事
22	幹事	下司 真由美	主幹教諭
23	幹事	白井 裕史	高知国際中主幹教諭
24	幹事	堀地 和加	総務部長

④令和2年度事業計画(案)

① 会員の拡大

- 合格者登校日での説明会およびホストファミリーの募集
- 会員期間終了時の継続加入の案内
- 各種行事案内や西高便り等を配布するなどの情報提供
- 一般会員拡大のための広報活動

② 海外からの留学生受入家庭募集と支援

- ホストファミリー受入家庭の登録制度
- ホストファミリーへの補助金、学校生活費用等の支援
- ホストファミリーとの日常的・定期的情報交換

③ フレンズ校との姉妹校提携事業の推進

- 卒業生、学校関係者、留学生保護者などの支援

④ 国際交流事業の拡充

- 海外語学研修の支援
- 海外からの長期留学生の受入支援
- 学校主催の国際交流事業の支援

⑤ 会員相互の研修、交流活動の推進

- 学校行事を通じたPTA国際部との連携
- 役員会の開催
- 学校ホームページの活用、更新

⑤令和2年度予算(案)

令和2年度 予算書(案)

(1)収入の部

科 目	2年度予算	1年度予算	増 減	備 考
会 費	556,500	523,500	33,000	PTA一般会計より1年会員 500円 × 1113名 = 556,500
雑 収 入	331	657	△ 326	利息等
前年度繰越金	713,169	631,843	81,326	令和元年度から繰越金
合 計	1,270,000	1,156,000	114,000	

(2)支出の部

科 目	2年度予算	1年度予算	増 減	備 考
事 務 局 費	30,000	30,000	0	ハガキ・封筒等消耗品、 通信費等
受入留学生援助費	150,000	200,000	△ 50,000	受入留学生経費等
生徒引率補助費	100,000	100,000	0	引率経費補助
派遣留学生等補助費	50,000	100,000	△ 50,000	海外リサーチ等生徒補助
奨 学 基 金	120,000	500,000	△ 380,000	留学生受入家庭支援金
事 業 費	100,000	150,000	△ 50,000	交流経費、印刷代等
予 備 費	720,000	76,000	644,000	
合 計	1,270,000	1,156,000	114,000	

高知西高等学校国際交流推進會會則

(名称)

第1条 本会は、高知西高等学校国際交流推進會と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高知西高等学校（高知市鴨部2-5-70）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高知西高等学校における国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために学校と密接な連絡をとりながら次の事業を行う。

- 1 留学生募集、外国人留学生受け入れ家庭募集に関する援助
- 2 高知西高等学校在籍の海外派遣留学生及び高知西高等学校に通学する外国人留学生に対する相談及び援助
- 3 外国人留学生受け入れ家庭に対する相談及び援助
- 4 外国人留学生との交流会の開催
- 5 海外姉妹校の提携事業の推進
- 6 会員相互の研修
- 7 その他、本会の目的達成に関する事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の事項に該当し、会費を納入した者とする。

- 1 海外留学を希望する生徒の保護者
- 2 外国人留学生の受け入れを希望する者
- 3 外国人留学生の受け入れ・海外留学の経験者
- 4 将来、外国人留学生の受け入れを希望する者
- 5 その他、本会の趣旨に賛同する者

(会員の登録及び更新)

第6条 会員の登録及び更新は当該年度中に行うものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 事務局長1名 事務局次長1名 会計1名 監査2名 幹事若干名

(任務)

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、本会の運営等に関する企画立案、及びその職務を掌る。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在のときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、会計事務を処理する。
- 6 監査は、予算が適切に執行されているかを確認、認証する。
- 7 幹事は、事務局長を補佐し、会務を処理する。

(選出)

第9条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は、総会で会員の中から選出する。
- 2 事務局長、幹事、会計は、会長が会員及び本校教職員の中から委嘱する。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監査)

第11条 監査は、総会で会員の中より2名選出し、任期は1年とする。毎年1回、会計事務について監査する。

(顧問)

第12条 本会には、名誉顧問、顧問を置くことができる。

- 1 名誉顧問、顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 顧問は、会務について会長の相談に応じる。

(アドバイザー)

第13条 本会には、アドバイザーを置くことができる。

- 1 アドバイザーは、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 アドバイザーは、役員会の諮問に応じる。
- 3 アドバイザーの任期は、1年とする。

(総会)

第14条

- 1 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。総会は会長がこれを招集する。
 - (1) 会務、会計の報告
 - (2) 役員を選出、承認
 - (3) 会則の改正
 - (4) 事業計画及び予算の審議
- 2 出席者の2分の1以上の賛成により、決定し承認される。

(役員会)

第15条

- 1 役員会は、会長、副会長、事務局次長、幹事、会計で構成し、必要に応じてアドバイザーを含めることができる。
- 2 役員3分の1以上の出席または委任で成立する。
- 3 役員会で処理した緊急事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(会費)

第17条 会費は、総会において決定する。

(会計)

第18条 会計事務の取扱いは、文書をもって校長に委任する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

1. 本会則は、平成6年5月13日より実施する。
2. 本会則第6条、第7条、第8条、第15条一部改正。(平成22年7月2日)
3. 本会則第18条追加。本会則第8条、第14条表記改正。(平成23年6月10日)
4. 会費は、1年会員1,000円、5年会員3,000円とする。但し、西高校PTAについては年会費500円とする。(平成29年度より実施)
5. 高知国際中学校PTAについては、年会費500円とする。(平成30年度より実施)

高知西高等学校国際交流推進会奨学基金規則

第1条 高知西高等学校国際交流推進会は、高知西高等学校への留学生受け入れ家庭を支援するために本基金を設置する。

第2条 本基金は、高知西高等学校国際交流推進会留学生奨学基金と称し、高知西高等学校国際交流推進会の経費を充て、毎年総会にて予算化し、承認を受ける。

第3条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、月額20,000円を支給する。

第4条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、通学のための交通費(実費)を支給する。

第5条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、諸経費として月額10,000円を上限に支給する。

(付則)

1. この奨学基金は平成9年6月21日より実施する。
2. 第3条一部改正。第4条追加。(平成19年6月15日)
3. 第5条追加。(平成26年6月6日)

(申し合わせ事項)

1. 第3条については、外部機関を通じての受け入れの留学生で、外部機関より補助が出ている場合は該当しない。